

令和 5 年 5 月 7 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2022

課題番号：18K00956

研究課題名(和文)幕府役所史料の整理・活用による近世法制史・身分論の新展開

研究課題名(英文)A new study of codes and status system in early modern Japan:making use of the documents of shogunal officials

研究代表者

牧原 成征(Makihara, Shigeyuki)

東京大学・大学院人文社会系研究科(文学部)・教授

研究者番号：20375520

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文):東京大学法制史資料室所蔵史料のうち幕府役所関係史料について悉皆的に中身を通覧し目録を詳細化した。それと関わって、江戸幕府後期の判例集「御仕置例類集」における「身分」の語義、江戸幕府御家人の身分と家のあり方、寛永期における幕府の奢侈禁令の出され方等を検討した。また対馬藩江戸藩邸日記から同家の家臣団が江戸の他の武士団・町人らと共存していたあり方を解明し、江戸幕府前期の判例集「公法纂例」を翻刻・紹介した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

東京大学法制史資料室所蔵史料のうち幕府役所関係史料について悉皆的な調査をすることで、そのうちいくつかの史料を活用して、江戸幕府御家人の採用のあり方から近世身分制を再考する成果を得たほか、「身分」の語義を検討することで近世社会の変容や近代の語義・学問への継承についての道筋を解明した。近世初期の奉公人法制や奢侈禁令、江戸藩邸家臣団を取り巻く法慣習に関する新しい位置づけを示し、法制史研究の見地を組み込んだ近世身分論の進展に寄与した。

研究成果の概要(英文):The contents of the archives of the University of Tokyo's Faculty of Law, Legal History Section, have been thoroughly reviewed and cataloged in detail. In relation to the task, I examined the meaning of the word "mibun" in the "Oshioki-reiruishu," a collection of precedents of the Tokugawa shogunate; the status of "Gokenin", Edo shogunate officials and their "le"; and the manner in which the shogunate issued the prohibition of luxuries in the first half of 17th century. The diary of the Tsushima clan's Edo domain residence elucidated how the clan's retainers coexisted with other Edo samurai and townspeople, and "Koho-sanrei," a collection of precedents of the shogunate was reprinted and introduced.

研究分野：日本近世史

キーワード：日本近世 身分 法制史

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本近世の社会は、基本的に身分制社会もしくは身分社会であるとされる一方で、しばしば、市場経済が発達した経済社会であるともされている。ただし、どちらの見方であっても、制度的・法制的な観点からは背景に退けられ、社会・経済の実態と法制度との関係を問う姿勢が弱くなっている。この点、身分社会の中核である江戸や幕府における検討、武士についての考察を深めることがあらためて重要だと考えた。

(2) 近世法制史研究は、中田薫・石井良助・平松義郎・服藤弘司など、重厚で厳密な研究蓄積を有するが、文学部系の歴史学(一般史)とは、伝統的に別個の分野を形成してきた観がある。今日では法制史プロパーの研究者が減る一方で、研究が一層専門的になっており、その成果を、専門を異にする研究者が十分に摂取することが難しくなっている。

(3) 東京大学法制史資料室には、法制関係を中心とする膨大な近世・近代初期の史料が所蔵されているが、一部の研究者だけが「知る人ぞ知る」状況にとどまっており、その活用が十分になされているわけではない。法制史研究の古典が生み出されたバックボーンを探ると同時に、その整理・活用を一層進めることが有意義であると考えた。

2. 研究の目的

(1) 東京大学法制史資料室所蔵史料をはじめ、江戸幕府の諸役所、具体的には番方諸組・旗本、評定所、勘定所・代官、遠国奉行所などの史料、とくに実務上の伺とそれへの回答、判例集、由緒書・先祖書・親類書などを分析することで、社会・経済・身分上の諸問題とそれに対する法制上の取り扱いを幅広く検討する。特に武士・幕臣の身分的な取り扱いや、他身分間での事案の処理を検討して、「身分制」の具体相を検討する。

(2) その際「身分」「由緒」等の語義や意味についてもあらためて考察する。また幕府の法制や政策が地域社会・社会集団にどのように及ぼされ、逆に、社会の実態からどのような影響を受けたか、その相互規定的な関係を、通常の地方文書等では知りえない局面を中心に考察する。

(3) 近世身分論の豊かな成果を、法制度的な観点から捉え直し、日本近世がいかなる意味で「身分制」の社会とよべるのか、あらためて検討しなおす。個別の身分・集団の実態や内部構造だけでなく、相互の関係にとくに注目する。

3. 研究の方法

(1) 東京大学法制史資料室所蔵の近世・近代史料の内容検討と、詳細目録の作成を基盤的な作業課題とする。同室所蔵文書はかなりの部分、仮目録が出来ているが、本研究ではそのうち幕府役所・身分関係史料を中心に詳細目録を作成し、その内容検討を行う。また補修が必要な史料については補修を行う。

(2) 中田薫・石井良助以下、法制史研究の研究史を学び、そこで本資料室収蔵史料がどのように活用されているか、どのような史料・典拠からどのような見解・学説を導いているか、を確認する。また諸史料集や自治体史、両氏以外の諸研究での利用履歴も把握する。

(3) 他研究機関所蔵の類似史料群の所在調査・把握を進める。幕府役所・役人関係文書は、国立公文書館、国立国会図書館などに収蔵され、他にも各地に散在して所蔵されている。また石井良助氏旧蔵史料は、専修大学図書館・東京都江戸東京博物館に所蔵されている。それらの情報を整理し、本資料群との関係を検討する。

4. 研究成果

(1) 東京大学法制史資料室所蔵史料のうち幕府役所関係史料について、悉皆的に中身を通覧し、目録を詳細化する作業を行った。そのなかでいくつかの史料については重点的に内容を検討し、そこでの知見を下記の研究成果に活かした。また補修が必要な史料については補修を行った。その他、関連する史料の調査を出張して行った。

(2) 東京大学法制史資料室にも写本が収蔵されている「御仕置例類集」を分析することによって、「身分」という語の語義から日本近世社会の変化を考察した。従来は、研究上の概念としての「身分」と、史料用語としての「身分」とが必ずしも区別されていなかった。そこで、「御仕置例類集」における身分の語義・ニュアンスを調べたところ、次のように分類できた。身上、身の分限。身の分際、立場。身許、身の上。境遇、素性。自身、人身。一分、面目。の用法が最も多かった。そのうえで『御仕置例類集』の「凡例」(1802年)において、一人ひとり異

なる「身の分際」ではなく、百姓・町人・侍・出家・穢多・非人などカテゴリ自体を「身分」とよぶ用法が出現しているとみられる点を指摘した。以後、そのような様々な「身分」の語義やニュアンスが近代へも継承され、学問の上でも用いられるようになることを展望した。

(3) 江戸幕府御家人の身分と家のあり方について検討した。フランス近世と日本近世とを比較すると、日本近世の場合、將軍権力の下に領主が強固に編成されている点で特異であるが、江戸幕府の御家人では株の売買が行われていた。それがどのように可能になったかを検討し、もともと器量によって採用される一代抱えを原則とした点にその本質を求め、それが採用の方法にも表れていることを東京大学法制史資料室所蔵史料によって確認した。一方で、中間・小人のような武の器量が不要な部署では相続・養子が認められ、かえって筋目のない者が幕臣となる回路となっていた。幕臣では本来、こうした御家人が正規の武士(旗本)と被支配身分である町人・百姓との間に介在していたという構造自体が、身分制に柔軟性を付与していたことを指摘した。

(4) 寛永期に頻発される幕府の奢侈禁令について、いくつかの幕府法制史料集のほか、萩藩の留守居の日記「公儀所日乗」、細川家史料、オランダ商館長日記などを活用して、貿易制限・輸入抑制策であると同時に身分統制策であったことを指摘した。16世紀後半以降の東アジアにおける交易ブームと日本社会の身分的な流動化=下克上の動きとは深く関連していたのであり、1630年代になって江戸幕府はそれらを同時に終息させ、身分秩序を確立する課題に直面した。当該期の奢侈禁令はこのような歴史的な位置づけが可能であることを指摘した。

(5) 東京大学史料編纂所所蔵の宗家史料「江戸藩邸毎日記」の寛永5年(1628)分から宝永元年(1704)分まで約110冊を検討した。対馬藩江戸藩邸詰家臣団の全貌、歩行(徒)・足軽・又者(陪臣)の採用・欠落、他家とのトラブル、家中における奉公人の成敗・処罰、屋敷とその管理をめぐる町人・百姓との関係、江戸詰家臣団と幕臣・町人とのトラブルなどを検討した。それによって対馬藩の武士が、江戸という巨大都市の慣習にいかに対処し、いかに拘束されて、それと共存する作法を生み出していたかを明らかにした。

(6) 東京大学法制史資料室にも同類の写本を複数含む近世前期の裁判判例集「公法纂例 乾」(東京大学総合図書館所蔵)を宮脇啓氏とともに翻刻した。翻刻の末尾に「解題に代えて」を執筆し、同史料から読み取れる江戸の身分社会に関する論点を整理した。具体的には、本湊町の間屋、他国出身の江戸商人、職人と髪結、願人と山伏、武士・浪人など、他種の史料からはなかなか窺えない諸身分の実態を検討した。

(7) これまでの研究成果の一部をまとめた単著『日本近世の秩序形成 村落・都市・身分』を刊行した。そこでは近江における身分と役の問題や、豊臣政権の身分法制を論じた旧稿をリライトしてそれらの問題を論じ直したほか、この間に幕府法令や法令集に関して得た知見をもとに、近世初期の奉公人法制に関する新しい解釈を提示した。また、身分論をふくむ近世社会のとらえ方をめぐる研究史を総括し、自分なりの近世社会のとらえ方の一端を提示した。

(8) 近世初頭に、宣教師の記録において、豊臣秀吉や諸大名によって牢屋が開かれたとされることの意味を、法制史的な知見やキリシタン禁制政策とかがわって検討した。自力救済の中世社会とは異なり、近世になると諸権力は牢屋を公設し、いったん容疑者をそこに収容して吟味・裁判の機会を設けたが、そのこと自体が実は大きな変化だったことを指摘した。牢屋は、キリシタン迫害に関しても活用され、そこでは公儀の牢へ入れるに至らない者は、牢を補完するものとして、町・村の人々の家に預けられた(宿預け)。牢屋の管理には「えた」「非人」身分が動員され、彼らは行刑にも当たられた。このように、牢屋の設立と、検断・刑罰への諸身分集団の動員(その下請け機能)とは、あいまって近世の秩序を特徴づけていたことを指摘した。

(9) 太閤検地におけるかわた身分と百姓身分との関係について、三田智子著『近世身分社会の村落構造』(部落問題研究所、2018年)の書評を通して考察した。

(10) 東京大学法制史資料室所蔵「遠山家記録残欠 九」(甲 2-1554)に収められている、天保9年(1838)閏4月の京都町人と近江の百姓の訴状を研究会のニューズレターに翻刻・紹介した。幕府の京都・大津役所による、大津の米問屋を介した京都への米穀供給ルートの統制という問題を通して、幕府役所と町人・百姓身分との関係を考察した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 5件）

1. 著者名 宮脇啓・牧原成征	4. 巻 26
2. 論文標題 翻刻「公法纂例 乾」（三・完）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 東京大学日本史学研究室紀要	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15083/0002005579	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 宮脇啓・牧原成征	4. 巻 25
2. 論文標題 翻刻「公法纂例 乾」（二）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 東京大学日本史学研究室紀要	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15083/0002002840	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 宮脇啓・牧原成征	4. 巻 24
2. 論文標題 翻刻「公法纂例 乾」（一）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 東京大学日本史学研究室紀要	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15083/00079680	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 牧原 成征	4. 巻 228
2. 論文標題 畿内の太閤検地とかわた村	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 部落問題研究	6. 最初と最後の頁 38-48
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 牧原 成征	4. 巻 13
2. 論文標題 牢屋の誕生	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 山川歴史PRESS	6. 最初と最後の頁 1-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件)

〔図書〕 計2件

1. 著者名 牧原 成征	4. 発行年 2022年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 402
3. 書名 日本近世の秩序形成	

1. 著者名 高澤 紀恵、ギヨーム・カレ、牧原 成征ほか	4. 発行年 2023年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 400
3. 書名 「身分」を交差させる	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	新田 一郎 (Nitta Ichiro) (40208252)	東京大学・大学院法学政治学研究科 (法学部)・教授 (12601)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------